

2012年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社 りそなホールディングス
代表者名 取締役兼代表執行役社長 檜垣誠司
(コード番号 8308 東証・大証 各一部)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2012年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2012年6月22日開催予定の第11期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本定款変更は、既存授権枠の一部を有効活用するためのものであり、引続き財務基盤の強化と公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実施してまいります。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 資本政策の柔軟性を向上させる観点から、第7種優先株式および第8種優先株式について、複数回の発行回数を設け、それぞれ複数回に分割した発行を可能とするものであります(変更案第5条、11条、13条、16条ないし19条、27条)。ただし、現行定款下において予定されていた当該優先株式の発行可能種類株式総数が、実質的に変更されることがないように、変更案第5条但書を追加するものであります。
- (2) 今後発行を予定しない第4種ないし第6種優先株式について、それぞれの発行可能種類株式総数を削減し、それに伴い発行可能株式総数を削減するものであります(変更案第5条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 今後の日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	2012年6月22日 (金)
上記記載の定款変更の効力発生日	2012年6月22日 (金)

定款変更案

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案																																																
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行することのできる株式の総数は、<u>7,595,000,000 株</u>とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">7,300,000,000 株</td> </tr> <tr> <td>丙種優先株式</td> <td style="text-align: right;">12,000,000 株</td> </tr> <tr> <td>己種優先株式</td> <td style="text-align: right;">8,000,000 株</td> </tr> <tr> <td>第 3 種優先株式</td> <td style="text-align: right;">225,000,000 株</td> </tr> <tr> <td><u>第 4 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第 5 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第 6 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第 7 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第 8 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000 株</u></td> </tr> </table>	普通株式	7,300,000,000 株	丙種優先株式	12,000,000 株	己種優先株式	8,000,000 株	第 3 種優先株式	225,000,000 株	<u>第 4 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>	<u>第 5 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>	<u>第 6 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>	<u>第 7 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>	<u>第 8 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行することのできる株式の総数は、<u>7,574,520,000 株</u>とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。<u>ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株、第一回ないし第四回第 8 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株を、それぞれ超えないものとする。</u></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">7,300,000,000 株</td> </tr> <tr> <td>丙種優先株式</td> <td style="text-align: right;">12,000,000 株</td> </tr> <tr> <td>己種優先株式</td> <td style="text-align: right;">8,000,000 株</td> </tr> <tr> <td>第 3 種優先株式</td> <td style="text-align: right;">225,000,000 株</td> </tr> <tr> <td><u>第 4 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,520,000 株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第 5 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>4,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第 6 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>3,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第一回第 7 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第二回第 7 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第三回第 7 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第四回第 7 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第一回第 8 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第二回第 8 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第三回第 8 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td><u>第四回第 8 種優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000,000 株</u></td> </tr> </table>	普通株式	7,300,000,000 株	丙種優先株式	12,000,000 株	己種優先株式	8,000,000 株	第 3 種優先株式	225,000,000 株	<u>第 4 種優先株式</u>	<u>2,520,000 株</u>	<u>第 5 種優先株式</u>	<u>4,000,000 株</u>	<u>第 6 種優先株式</u>	<u>3,000,000 株</u>	<u>第一回第 7 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>	<u>第二回第 7 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>	<u>第三回第 7 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>	<u>第四回第 7 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>	<u>第一回第 8 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>	<u>第二回第 8 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>	<u>第三回第 8 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>	<u>第四回第 8 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>
普通株式	7,300,000,000 株																																																
丙種優先株式	12,000,000 株																																																
己種優先株式	8,000,000 株																																																
第 3 種優先株式	225,000,000 株																																																
<u>第 4 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>																																																
<u>第 5 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>																																																
<u>第 6 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>																																																
<u>第 7 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>																																																
<u>第 8 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>																																																
普通株式	7,300,000,000 株																																																
丙種優先株式	12,000,000 株																																																
己種優先株式	8,000,000 株																																																
第 3 種優先株式	225,000,000 株																																																
<u>第 4 種優先株式</u>	<u>2,520,000 株</u>																																																
<u>第 5 種優先株式</u>	<u>4,000,000 株</u>																																																
<u>第 6 種優先株式</u>	<u>3,000,000 株</u>																																																
<u>第一回第 7 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>																																																
<u>第二回第 7 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>																																																
<u>第三回第 7 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>																																																
<u>第四回第 7 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>																																																
<u>第一回第 8 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>																																																
<u>第二回第 8 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>																																																
<u>第三回第 8 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>																																																
<u>第四回第 8 種優先株式</u>	<u>10,000,000 株</u>																																																
<p style="text-align: center;">第 3 章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 11 条 当社は、第 54 条に定める剰余金の配当(第 54 条第 1 項に定める中間配当を除く)を行うときは、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の登録株式質権者(以下優先登録質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の登録株式質権者(以下普通登録質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第 12 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">丙種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1 株につき 68 円</td> </tr> <tr> <td>己種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1 株につき 185 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1 株につき、その払込金相当額(2,000 円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する)を支払う。</td> </tr> </table> <p>配当年率は、平成 16 年 4 月 1 日以降、次回年率見直</p>	丙種優先株式	1 株につき 68 円	己種優先株式	1 株につき 185 円	第 3 種優先株式	1 株につき、その払込金相当額(2,000 円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する)を支払う。	<p style="text-align: center;">第 3 章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 11 条 当社は、第 54 条に定める剰余金の配当(第 54 条第 1 項に定める中間配当を除く)を行うときは、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の登録株式質権者(以下優先登録質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の登録株式質権者(以下普通登録質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第 12 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">丙種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1 株につき 68 円</td> </tr> <tr> <td>己種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1 株につき 185 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 種優先株式</td> <td style="text-align: right;">1 株につき、その払込金相当額(2,000 円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する)を支払う。</td> </tr> </table> <p>配当年率は、平成 16 年 4 月 1 日以降、次回年率見直</p>	丙種優先株式	1 株につき 68 円	己種優先株式	1 株につき 185 円	第 3 種優先株式	1 株につき、その払込金相当額(2,000 円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する)を支払う。																																				
丙種優先株式	1 株につき 68 円																																																
己種優先株式	1 株につき 185 円																																																
第 3 種優先株式	1 株につき、その払込金相当額(2,000 円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する)を支払う。																																																
丙種優先株式	1 株につき 68 円																																																
己種優先株式	1 株につき 185 円																																																
第 3 種優先株式	1 株につき、その払込金相当額(2,000 円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する)を支払う。																																																

定款変更案

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当年率 = ユーロ円 LIBOR (1年物) + 0.50% 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。</p> <p>ユーロ円 LIBOR (1年物) は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円 LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円 LIBOR (1年物) が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円 LIBOR (1年物) に代えて用いるものとする。</p> <p>営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</p> <p>第4種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。</p> <p>第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。</p>	<p>し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当年率 = ユーロ円 LIBOR (1年物) + 0.50% 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。</p> <p>ユーロ円 LIBOR (1年物) は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円 LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円 LIBOR (1年物) が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円 LIBOR (1年物) に代えて用いるものとする。</p> <p>営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</p> <p>第4種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。</p> <p>第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。</p>

定款変更案

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款		変 更 案	
第 6 種優先株式	1 株につき、その払込金額 (25,000 円) に、年 4.95% の配当率を乗じて算出した額 (払込金額 25,000 円に対し 1,237 円 50 銭) とする。	第 6 種優先株式	1 株につき、その払込金額 (25,000 円) に、年 4.95% の配当率を乗じて算出した額 (払込金額 25,000 円に対し 1,237 円 50 銭) とする。
<u>第 7 種優先株式</u>	1 株につき、その払込金額 (1 株につき 35,000 円を上限とする。以下 <u>第 7 種優先株式</u> につき同じ) に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10% を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5% を加えた率を上限とする。	<u>第一回ないし第四回 第 7 種優先株式</u>	1 株につき、その払込金額 (1 株につき 35,000 円を上限とする。以下 <u>第一回ないし第四回第 7 種優先株式</u> につき同じ) に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10% を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5% を加えた率を上限とする。
<u>第 8 種優先株式</u>	1 株につき、その払込金額 (1 株につき 35,000 円を上限とする。以下 <u>第 8 種優先株式</u> につき同じ) に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10% を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5% を加えた率を上限とする。	<u>第一回ないし第四回 第 8 種優先株式</u>	1 株につき、その払込金額 (1 株につき 35,000 円を上限とする。以下 <u>第一回ないし第四回第 8 種優先株式</u> につき同じ) に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10% を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5% を加えた率を上限とする。
② (条文省略)		(現行どおり)	
③ (条文省略)		(現行どおり)	
(残余財産の分配)		(残余財産の分配)	
第 13 条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。		第 13 条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。	
丙種優先株式 1 株につき 5,000 円		丙種優先株式 1 株につき 5,000 円	
己種優先株式 1 株につき 12,500 円		己種優先株式 1 株につき 12,500 円	
第 3 種優先株式 1 株につき 2,000 円		第 3 種優先株式 1 株につき 2,000 円	

定款変更案

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款		変 更 案	
第 4 種優先株式	1 株につき 25,000 円	第 4 種優先株式	1 株につき 25,000 円
第 5 種優先株式	1 株につき 25,000 円	第 5 種優先株式	1 株につき 25,000 円
第 6 種優先株式	1 株につき 25,000 円	第 6 種優先株式	1 株につき 25,000 円
<u>第 7 種優先株式</u>	1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120% とし、下限は 80% とする。	<u>第一回ないし第四回第 7 種優先株式</u>	1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120% とし、下限は 80% とする。
<u>第 8 種優先株式</u>	1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120% とし、下限は 80% とする。	<u>第一回ないし第四回第 8 種優先株式</u>	1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120% とし、下限は 80% とする。
② (条文省略)		(現行どおり)	
(株式の併合または分割、株式または新株予約権の割当てを受ける権利等)		(株式の併合または分割、株式または新株予約権の割当てを受ける権利等)	
第 16 条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式(第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、 <u>第 7 種優先株式および第 8 種優先株式</u> を除く)について株式の併合または分割は行わない。		第 16 条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式(第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、 <u>第一回ないし第四回第 7 種優先株式および第一回ないし第四回第 8 種優先株式</u> を除く)について株式の併合または分割は行わない。	
② 当社は、優先株主(第 4 種優先株式を有する株主(以下第 4 種優先株主という)、第 5 種優先株式を有する株主(以下第 5 種優先株主という)、第 6 種優先株式を有する株主(以下第 6 種優先株主という)、 <u>第 7 種優先株式を有する株主(以下第 7 種優先株主という)および第 8 種優先株式を有する株主(以下第 8 種優先株主という)</u> を除く)に対しては、会社法第 185 条に規定する株式無償割当てまたは同法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第 202 条第 1 項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第 241 条第 1 項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。		② 当社は、優先株主(第 4 種優先株式を有する株主(以下第 4 種優先株主という)、第 5 種優先株式を有する株主(以下第 5 種優先株主という)、第 6 種優先株式を有する株主(以下第 6 種優先株主という)、 <u>第一回ないし第四回第 7 種優先株式を有する株主(以下第一回ないし第四回第 7 種優先株主という)および第一回ないし第四回第 8 種優先株式を有する株主(以下第一回ないし第四回第 8 種優先株主という)</u> を除く)に対しては、会社法第 185 条に規定する株式無償割当てまたは同法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第 202 条第 1 項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第 241 条第 1 項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。	
(優先株式の取得請求権)		(優先株式の取得請求権)	
第 17 条 優先株主(第 4 種優先株主、第 5 種優先株主、第 6 種優先株主、 <u>第 7 種優先株主および第 8 種優先株主</u> を除く)は、附則で定める取得を請求し得べき期間中、附則で定める条件で当該優先株主の有する優先株式を当社が取得し、これと引換えに当該優先株主に対し当社の普通株式を交付することを請求することができる。		第 17 条 優先株主(第 4 種優先株主、第 5 種優先株主、第 6 種優先株主、 <u>第一回ないし第四回第 7 種優先株主および第一回ないし第四回第 8 種優先株主</u> を除く)は、附則で定める取得を請求し得べき期間中、附則で定める条件で当該優先株主の有する優先株式を当社が取得し、これと引換えに当該優先株主に対し当社の普通株式を交付することを請求することができる。	
(優先株式の取得条項)		(優先株式の取得条項)	

定款変更案

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 18 条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかつた優先株式(第 3 種優先株式、第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、<u>第 7 種優先株式および第 8 種優先株式</u>)を除く。以下本条において同じ)は、同期間の末日の翌日(以下一斉取得日という)をもって当社がこれを取得し、当社はこれと引換えに、優先株式 1 株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の当社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式 1 株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p>	<p>第 18 条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかつた優先株式(第 3 種優先株式、第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、<u>第一回ないし第四回第 7 種優先株式および第一回ないし第四回第 8 種優先株式</u>)を除く。以下本条において同じ)は、同期間の末日の翌日(以下一斉取得日という)をもって当社がこれを取得し、当社はこれと引換えに、優先株式 1 株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の当社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式 1 株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p>
<p>丙種優先株式 1 株につき 1,667 円 己種優先株式 1 株につき 3,598 円</p>	<p>丙種優先株式 1 株につき 1,667 円 己種優先株式 1 株につき 3,598 円</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>③ (条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、<u>第 7 種優先株式および第 8 種優先株式</u>の取得条項) 第 19 条</p>	<p>(第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、<u>第一回ないし第四回第 7 種優先株式および第一回ないし第四回第 8 種優先株式</u>の取得条項) 第 19 条</p>
<p>① (条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>③ (条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>④ 当社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、<u>第 7 種優先株式</u>の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、<u>第 7 種優先株式</u> 1 株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、<u>第 7 種優先株式</u>の払込金額に 120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額(優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を上限とする。</p>	<p>④ 当社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、<u>第一回ないし第四回第 7 種優先株式</u>の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、<u>当該優先株式</u> 1 株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、<u>当該優先株式</u>の払込金額に 120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額(優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を上限とする。</p>
<p>⑤ 当社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、<u>第 8 種優先株式</u>の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、<u>第 8 種優先株式</u> 1 株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金</p>	<p>⑤ 当社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、<u>第一回ないし第四回第 8 種優先株式</u>の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、<u>当該優先株式</u> 1 株につき、発行に先立って取締役会の決議を</p>

定款変更案

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、<u>第 8 種優先株式</u>の払込金額に 120% を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。</p> <p>⑥ 前 5 項に基づき、第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、<u>第 7 種優先株式または第 8 種優先株式</u>の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 株 主 総 会 (種類株主総会)</p> <p>第 27 条</p> <p>① (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、第 4 種優先株主、第 5 種優先株主、第 6 種優先株主、<u>第 7 種優先株主および第 8 種優先株主</u>を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>	<p>もって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、<u>当該優先株式</u>の払込金額に 120% を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。</p> <p>⑥ 前 5 項に基づき、第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、<u>第一回ないし第四回第 7 種優先株式または第一回ないし第四回第 8 種優先株式</u>の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 株 主 総 会 (種類株主総会)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>③ 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、第 4 種優先株主、第 5 種優先株主、第 6 種優先株主、<u>第一回ないし第四回第 7 種優先株主および第一回ないし第四回第 8 種優先株主</u>を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>

以 上